解散公告（第二回）

当認可地縁団体は、平成二十五年二月二十四日開催の臨時総会の決議により平成二十五年四月一日をもって解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日
埼玉県狭山市大字堀兼二三七二番地三七
フラワーヒル堀兼地区自治会
清算人　北條　由紀

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日
東京都中央区日本橋大伝馬町一七番四号吉悦ビル内
財団法人ユアサ国際教育学術交流財団
代表清算人　湯淺　暉久

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日
東京都江東区南砂二丁目五番一四号
財団法人熔接研究所
清算人　加藤　勉

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日
川崎市宮前区土橋三丁目一番二号
財団法人川崎市水道サービス公社
代表清算人　入江　髙一

解散公告（第二回）

当法人は平成二十四年五月十一日責任役員会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日
神奈川県横浜市鶴見区下末吉一丁目一〇番四号
宗教法人日本観音教会
清算人　軒名　敏子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年二月十三日開催の理事会の決議により、平成二十五年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日
長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷九五四九―六番地　財団法人野沢温泉村振興公社
代表清算人　富井　俊雄

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年三月八日長野県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日
長野県須坂市大字日滝二三〇番地
須坂市郷原土地区画整理組合
代表清算人　丸山　幾夫

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日
長野県岡谷市長地出早二丁目一〇番一〇号
財団法人岡南教育振興会
代表清算人　小口　弘夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日
岐阜市薮田南五丁目一四番一二号
社団法人岐阜県生活衛生同業組合連合会
代表清算人　滝　多賀男

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日
岐阜県岐阜市長良福光大野二六七五の二八
財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団
清算人　三島　省平

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日
名古屋市中区正木一丁目一五番八号
財団法人東海心身医学研究会
清算人　野島　精二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日
名古屋市熱田区森後町一一番一二号
財団法人健身会館
代表清算人　加賀　時男

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日
愛知県豊田市西山町五丁目一番地
財団法人豊田市公園緑地協会
代表清算人　水野　和之

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年五月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日
京都市伏見区本材木町六六八―三　月桂冠酒蔵オフィス九号室
社団法人京都南労働基準協会
清算人　柴田　佳弘

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年五月十七日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日
京都府京都市中京区西ノ京伯楽町一一の六
社団法人京都上労働基準協会
代表清算人　加藤　孝幸

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日
兵庫県南あわじ市湊七七番地
財団法人南あわじ産業振興協会
清算人　中田　勝久